上里町町制施行 40 周年記念協賛事業承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上里町町制施行40周年記念協賛事業(以下「協賛事業」という。)の承認及び支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

- 第2条 協賛事業として承認する事業は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に次条に規定する団体が主催する事業で、町制施行40周年記念を広く周知及び啓発できる事業かつ地域振興、国際交流及び産業・観光・文化芸術・スポーツの振興に役立つものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象としない。
 - (1) 特定の個人、団体等を対象とするもの
 - (2) 政治的又は宗教的目的を有するもの
 - (3)公序良俗に反するもの
 - (4) 営利を主たる目的とするもの
 - (5) その他協賛事業とすることが不適当であると町長が認めるもの (対象団体)
- 第3条 協賛事業の実施対象団体は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 公共的団体及び法人格を有する団体
 - (2) 町民福祉の向上発展に寄与する事業を行うことを主たる目的とする団体で、次の掲げる要件を満たすもの

ア 規約、会則等を定め、団体意思が明確なもの

イ 活動実績を有し、事業等の遂行者力を有するもの

(3) その他町長が特に適当と認められるもの

(支援内容)

- 第4条 町長は、次条の規定により協賛事業を承認したときは、実施団体に対し、次に掲げる支援を行うことができる。
 - (1) 協賛事業としての名義の使用
 - (2) 啓発用のぼり旗の貸出
 - (3) その他、協賛事業に係る周知

(承認手続)

- 第5条 協賛事業の承認を受けようとする者は、上里町町制施行40周年記念協 賛事業承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によりあらかじめ 町長に申請しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を 上里町町制施行40周年記念協賛事業承認(不承認)通知書(様式第2号)に

より申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認をする場合において、町長は必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第6条 前条により承認を受けた者が、承認内容を変更し、又は中止しようと するときは、速やかにその旨を町長に報告し、その指示に従わなければなら ない。

(承認の取消し)

- 第7条 町長は、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
 - (1) 申請内容又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
 - (2) 承認後に、第2条及び第3条の規定に該当しないことが判明したとき。
 - (3) 町長が特に承認を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により承認を取り消した場合において、申請者に損害が生じて も町長はその損害の責めを負わない。

(実施報告)

第8条 協賛事業の承認を受けた者は、当該事業終了後、速やかに上里町町制施行40周年記念協賛事業実施報告書(様式第3号)により、町長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に規定するもののほか、協賛事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、町長の決裁の日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8 条の規定の適用については、この要領が失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

上里町町制施行40周年記念協賛事業承認申請書

平成 年 月 日

上里町長 様

申請書 団 体 名 代表者名 住 所 連 絡 先 担当者名

上里町町制施行40周年記念協賛事業として、次のとおり事業を実施したいので、上里町町制施行40周年記念協賛事業承認等取扱要領第5条第1項の規定により申請します。

記

事業名	
事業実施日	
実施場所	
協賛内容	□上里町町制施行40周年記念協賛事業(名義使用) □啓発用のぼり旗の使用(原則 1事業2本まで)
	□その他周知())
事業内容	

添付書類 □規約、会則又は活動内容の分かる書類 □事業内容を記載した書類

様式第2号(第5条関係)

上里町町制施行40周年記念協賛事業承認(不承認)通知書

平成 年 月 日

様

上里町長

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、上里町町制施行40周年記念協賛事業承認等取扱要領第5条第2項の規定により次のとおり通知します。

記

事業名	
事業内容等	申請書記載のとおり
決定区分	□ 承認する □ 承認しない
承認しない	
理由	
協賛内容	□上里町町制施行40周年記念協賛事業(名義使用)
	□啓発用のぼり旗の使用(原則 1事業2本まで)
	□その他周知
承認の条件	(1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、速やかに届け出
	てください。
	(2)この通知書により承認した後においても、虚偽の申請により
	承認を受けたことが判明した場合又は町が取消しを必要と認め
	る場合は、その承認を取り消すことがあります。
	(3)上記の場合において、申請者が損害を受けても町は一切賠償
	の責任を負いません。
	(4)問題が生じた場合は、申請者が一切その責任において処理し
	てください。
	(5)事業終了後は、速やかに事業結果について報告してください。
	(6) 啓発用のぼり旗は、事業終了後速やかに返却してください。

様式第3号(第8条関係)

上里町町制施行40周年記念協賛事業実施報告書

平成 年 月 日

上里町長 様

申請書 団 体 名 代表者名 住 所 連 絡 先 担当者名

平成 年 月 日付けで承認を受けて実施した事業が終了したので、 上里町町制施行40周年記念協賛事業承認等取扱要領第8条の規定により次の とおり報告します。

記

_	
□上里町町制施行40周年記念協賛事業(名義使用)	
□啓発用のぼり旗の使用(原則 1事業2本まで)	
□その他周知()
	□啓発用のぼり旗の使用(原則 1事業2本まで)

※記録写真等があれば添付してください。

担当部署使用欄

のぼり旗の返却	□ 返却済	棄損・汚損の有無		有	□無	
---------	-------	----------	--	---	----	--